令和８年度　第１回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和８年７月 21 日（火）18：30～20：00

場所：高知市役所本庁舎６階　611・612・613 会議室

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿　・・・・・・・・・・　Ｐ．３

高知市障害者計画等推進協議会条例　・・・・・・・・・・　Ｐ．４

施策の体系図　・・・・・・・・・・　Ｐ．６

＜報告・協議事項＞

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
（令和６～８年度）の成果と課題について　・・・・・・・・・　Ｐ．７
進捗報告資料【施策２－１】　Ｐ．８
進捗報告資料【施策３－１】　Ｐ．11
進捗報告資料【施策３－２】　Ｐ．13
進捗報告資料【施策３－３】　Ｐ．14
進捗報告資料【施策４－１】　Ｐ．18

＜事務連絡＞

次期計画策定に向けたスケジュールについて　・・・・・・・・　Ｐ．19

【別紙資料】

・高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和６～８年度）進捗状況

高知市障害者計画等推進協議会　委員名簿

委嘱期間:令和7年4月1日～令和 10 年3月 31 日
※小笠原委員は令和8年4月1日～

	所属	職名	氏名
1	高知市精神障害者家族会連合会	会長	松尾　美絵
2	高知市手をつなぐ育成会	会長	窪内　智一
3	特定非営利活動法人 高知県難病団体連絡協議会	理事長	竹島　和賀子
4	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋　圭二
5	高知県立大学	社会福祉学部准教授	遠山　真世
6	一般社団法人　Team Clover	代表理事	石丸　辰也
7	高知県立療育福祉センター 発達障害者支援センター	所長	川村　郁子
8	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	事務局長	竹島　直孝
9	社会福祉法人昭和会 東部障害者福祉センター	施設長	久万　博久
10	社会福祉法人ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター	センター長	西岡　由江
11	公募委員		小嶋　友乃
12	高知大学教育学部附属特別支援学校	高等部教諭進路担当	大久保　裕也
13	特定非営利活動法人高知県自閉症協会 作業所もえぎ	所長	田村　孝子
14	合同会社Ｍｙ ｓ ｉ ｇ	代表社員	土門 義和
15	高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課	課長	小笠原　学
16	高知市民生委員児童委員協議会連合会	大津地区民生委員児童委員協議会会長	田所　稔

●高知市障害者計画等推進協議会条例

平成27年４月１日
条例第51号

（設置）

第１条　高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。

⑵　障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。

⑶　障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。

⑷　障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。

⑸　障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。

⑹　その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

⑴　障害のある者の代表者

⑵　学識経験者

⑶　保健、医療及び福祉関係団体の代表者

⑷　市民

⑸　教育、就労及び雇用関係団体の代表者

⑹　高知市自立支援協議会の代表者

⑺　その他市長が特に必要と認める者

２　前項第４号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

３　委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（資料提供その他の協力等）

第７条　協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（専門部会）

第９条　協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

２　専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第10条　協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第11条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年５月９日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

３　この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

附　則（平成29年10月1日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

＜施策の体系図＞

＜基本理念＞

障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

全ての人が共生できる地域社会の実現

ライフステージに沿った夢や希望の実現

＜施策区分＞	＜施策＞
1 保健・医療の充実 ～健やかで活力ある生活を送るために～	1－1 健康的な生活習慣づくり
	1－2 保健・医療・福祉の連携
2 療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実 ～健やかに成長・発達するために～	2－1 **子どもの成長過程に応じた支援体制の強化**
	2－2 早期発見・早期療育システムの充実
	2－3 就学前の子どもの支援の充実
	2－4 就学期の子どもの支援の充実
3 地域生活支援の充実 ～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～	3－1 **相談支援体制の充実**
	3－2 **地域生活支援サービスの基盤整備**
	3－3 **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
	3－4 社会参加・いきがいづくりの促進
	3－5 権利擁護の推進
4 多様な雇用と就労の促進 ～自己の能力を最大限に発揮し，自立した生活をめざすために～	4－1 **適性に応じた就労と職場定着への支援**
	4－2 障がい者雇用に関する企業等への理解の促進
5 啓発の充実 ～ともに理解し，互いに支え合うために～	5－1 地域共生社会の理解促進
	5－2 障がいへの正しい理解と偏見・差別の解消
6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～	6－1 住居，交通，まちづくり，情報に関するバリアフリーの推進
	6－2 災害時の支援体制の構築

＜報告・協議事項＞

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和６～８年度）の成果と課題について

別紙資料
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
（令和６～８年度）進捗状況

＜施策区分２＞療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実

＜施策２－１＞子どもの成長過程に応じた支援体制の強化

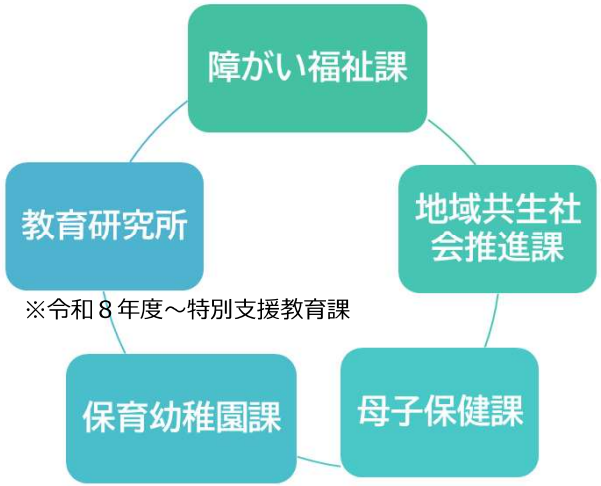
関係機関の連携

○　医療機関との定期カンファレンス

・妊婦・新生児に関する情報共有を行う。
・妊娠期から障害のある児や医療的ケアが必要な児の把握や今後の対応の方針について検討する。

【令和6・7年度実績】 各18回
内訳）高知医療センター　　：毎月１回（年12回）
　　高知大学医学部附属病院：隔月１回（年6回）

○　療育連絡会



・子どもの成長過程に携わる庁内５課で構成。
・高知市障害者計画の子ども分野に係る進捗管理や「高知市医療的ケア児等及び重度の障害のある子どもの支援検討会」の進捗管理を行っている。
・連絡会では個別の事例に関する支援の協議も行っている。



【令和6・7年度実績】
隔月１回（年6回）

関係機関の連携

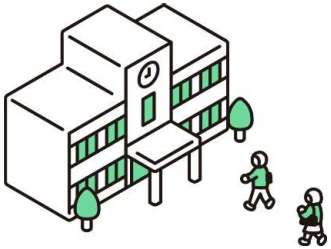
○　教育保育施設に対する特別支援巡回相談



・教育保育施設へ、子ども・子育て相談支援員が訪問する。
・「支援を必要とする子どもと共に育ち合う」という保育の視点を園全体で共有し、子どもの育ちを見守っていけるよう園へ助言を行う。

【実績】
巡回相談　令和6年度　251件
　　令和7年度　251件

○　就学/進級/進学時の移行支援引継ぎ



・就学相談を実施した5歳児について、個別移行支援計画をもとに、園・保護者・小学校等の三者で引継ぎ会を実施。
・特別な支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、支援を次年度に引き継ぐ。
・小学校等から中学校等へ、中学校等から高等学校等へは、個別の教育支援計画・個別の指導計画・引き継ぎシート等で引継ぎを行う。

【実績】
5歳児就学相談数
　　令和6年度　219件
　　令和7年度　206件

基幹相談支援センター

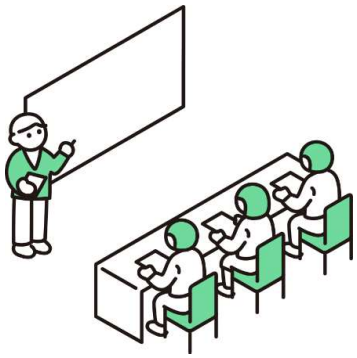
○　ケース同行・担当者会議・机上相談等

【実績】 令和6年度　565件（うち児131件）
令和7年度　490件（うち児144件）

○　相談支援検討会

【令和6・7年度実績】 各12回

・障がいのある人や子どもを取り巻く課題の分析及びその解決に向けた取組を協議。
・相談支援専門員の資質向上及びネットワークの構築等についての検討。



○　児童発達支援管理責任者検討会

【令和6・7年度実績】 各12回

児童発達支援管理責任者の資質向上とネットワーク構築、課題集約や整理を目的とし、研修会や事例検討会の企画運営を行う。

○　児童発達支援管理責任者研修会

【令和6・7年度実績】 各4回

事例検討や情報交換を通じて、障害児通所支援の資質向上と連携構築を目指す。
令和6年度からは市社協地域福祉コーディネーターとの研修も実施し、地域資源の活用に向けて連携をとりつつある。

＜施策区分３＞地域生活支援の充実

＜施策３－１＞相談支援体制の充実

● 高知市の相談支援体制

障害者相談支援事業
４地域に委託－障害者相談センター
○地域の総合相談窓口

東部：東部健康福祉センター内
西部：障害者福祉センター内
南部：南部健康福祉センター内
北部：総合あんしんセンター内

指定相談支援事業所
Ｒ８．４現在48事業所
○サービス利用者の計画作成業務

基幹相談支援センター
（平成31年度～障がい福祉課直営）
○地域の相談支援体制の強化
（人材育成・困難ケース支援）
○地域ネットワークの構築
○自立支援協議会・各検討会の事務局
○権利擁護/虐待防止センター
○地域移行・地域定着
○その他

上記３層の体制に加え、児童・高齢・生活困窮者支援・教育・労働等の関係機関と連携を図ります



● 実績

指標	令和６年度実績	令和７年度実績
相談支援事業所事務連絡会年間開催回数	６回	６回
相談支援検討会年間開催回数	12回	12回
指定相談支援事業所・障害者相談センターへの助言や同行訪問等による後方支援回数	565件	490件
高知市内の主任相談支援専門員数	６人	８人
相談支援事業所の質向上に関する研修会	３回／28名	３回／72名
多機関連携を推進するための意見交換会	１回/73名	１回/73名

● 障がい福祉課基幹相談支援センター人員体制

室長１　　社会福祉士３
保健師３　　視覚障害者生活訓練1.5（１名兼務）
その他１

※うち相談支援専門員１、医療的ケア児等コーディネーター２

■相談支援事業所の質向上に関する研修会
事例検討会
■多機関連携を推進するための意見交換会
就労サビ管×相談×児発管×特別支援学校等

＜施策区分３＞地域生活支援の充実

＜施策３－２＞地域生活支援サービスの基盤整備

● 高知市のサービス提供基盤

	R6年度	R7年度
短期入所	15事業所	17事業所
グループホーム	定員655名（うち日中型４事業所79名）	定員704名（うち日中型5事業所87名）
生活介護（入所施設・共生型除く）	定員411名	定員441名
障害者支援施設	４施設・定員190名	４施設・定員190名
放課後等デイサービス（共生型除く）	定員801名	定員803名
基幹相談支援センター	直営1か所	直営1か所
障害者相談センター	委託4か所	委託4か所
指定相談支援事業所	44事業所	48事業所

● 実績

指標	令和６年度	令和７年度
自立支援協議会の年間開催回数	４回	３回
日中サービス支援型共同生活援助の事業所数	５か所	５か所
ＷＡＭＮＥＴ、Ｌｉｃｏネットなどの運用	実施	実施

R6
日中サービス支援型共同生活援助１事業所に対し社会福祉施設等施設整備補助を決定

日中サービス支援型GH
自立支援協議会で年１回協議

＜施策区分３＞地域生活支援の充実

＜施策３－３＞精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【施策概要】

保健・医療・福祉等の関係機関が連携・協働し、ピアサポーターや家族、地域住民を含めた支援体制のもと、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進する。

↓

精神障がいの有無や程度にかかわらず「誰もが地域で当たり前に暮らすことのできる高知市」の実現をめざす

１．精神保健福祉相談

訪問・来所・電話相談を継続し、相談支援の充実に向け取組を進めた。

- ●個別相談を実施
- ●精神科医師による相談を実施
- ●心理士による相談を実施

	令和６年度	令和７年度
訪問延人数	781人	826人
新規相談実人数	508人	606人
電話延人数	5,996人	5,207人
嘱託相談実人数	53人	62人

＜今後の方針＞

相談支援体制を維持しつつ、職員の相談支援スキルの向上を目指して、支援者のための心理士相談を実施する。

２．精神障害者地域移行促進事業

保健・医療・福祉関係者と協議し、地域課題の整理と共有を進めた。

●「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」に参画

●広域アドバイザーを活用

●戦略会議に加え、準備会議としてコア会議を設置し、２協議体に再編

指標	令和６年度	令和７年度
協議の場の年間開催回数	11回	13回

＜今後の方針＞

協議体制を活用し、関係機関との連携を一層強化するとともに、地域課題の整理と具体的な取組を進める。

３．高知市ピアサポーター育成

ピアサポーター活動の周知および活動機会の拡充に取り組んだ。

●個別支援を実施

●精神科病院への訪問

●通信の作成・配布

●ピアサポーター交流会の開催

●院内説明会の開催

指標	令和５年度	令和６年度	令和７年度
地域移行支援個別給付件数（精神のみ）	13件	７件	12件

＜今後の方向性＞

地域移行支援の促進に向けた継続的な普及啓発を行うとともに、ピアサポーターの活動機会を拡充し、精神科医療機関との連携を深めながら、地域で活躍できる場を広げる。

４．精神障害者アウトリーチ支援事業

継続的な関わりと多職種・他機関連携により、地域生活を支える取組を進めた。

- ●精神科医療機関１か所に委託し、多職種チームによるアウトリーチ支援事業を実施
- ●継続的な訪問支援により、支援導入のきっかけを創出
- ●医療・福祉サービスの調整により、再受診・生活再建を支援
- ●多職種・他機関連携により、身体疾患を併発する人も対応
- ●家族支援を通じて、本人・家族双方を支援

指標	令和６年度	令和７年度
利用相談件数	37件	27件
新規利用件数	16件	11件
支援実施件数	16件	24件
支援終了件数	３件	９件

支援方法	令和６年度	令和７年度
電話相談件数	166件	242件
来所相談件数	１件	８件
訪問支援件数	378件	483件
合計	545件	733件

＜今後の方向性＞

事業の周知を進めるとともに、事業継続に向け実施体制の整備を進める。

５．心のサポーター養成研修

心のサポーター養成研修や地域啓発活動を通じて、市民の精神障がいやメンタルヘルスの理解促進に取り組んだ。

●心のサポーター養成研修の実施

●地域啓発活動（出前講座等）の実施

●「こころの体温計(セルフチェックすることで相談窓口等が表示されるもの）」の周知

指標	令和5年度	令和６年度	令和７年度
心のサポーター認定者数 （令和５年～8年の累計）	45人	197人	230人

＜今後の方向性＞

心のサポーター養成研修や地域啓発活動を継続し、企業や学生など幅広い世代への普及啓発を進める。

令和６年度からアウトリーチ支援事業および心のサポーター養成研修を開始し、地域生活支援の体制整備を進めてきた。今後も、地域移行支援をはじめとした地域生活支援のさらなる充実を図り、精神障害の有無にかかわらず、誰もが地域で当たり前に暮らすことのできる高知市の実現をめざす。

＜施策区分４＞多様な雇用と就労の促進

＜施策４－１＞適性に応じた就労と職場定着への支援

指標	令和６年度	令和７年度
就労検討会の開催回数	12回	11回
就労支援事業所対象の研修会	１回/25名	2回/21名
農福連携事例累積数（農福連携研究会把握数）	61例	99例

- **就労支援の体制づくり**

①【再掲】多機関連携を推進するための意見交換会：令和６年度７年度ともに１回。
②就労サービス管理責任者ネットワーク会議
　西部ブロック：６回　南部ブロック：６回　東部・北部ブロック：６回
③就労定着支援事業所による実践報告会：令和６年度１回　７年度０回。
④中小企業家同友会ディーセントワーク委員との意見交換会：令和６年度７年度ともに１回。
⑤就労支援事業所対象の研修会：令和６年度１回７年度２回。

- **農福連携の推進**

①高知市農福連携研究会：令和６年度７年度ともに１回。

＜事務連絡＞

次期計画策定に向けたスケジュールについて

令和８年度高知市障害者計画等策定スケジュール

開催予定	会の種類	主な内容
７月	第１回障害者計画等推進協議会	現計画の成果と課題
10 月	第２回障害者計画等推進協議会	（１）ニーズ調査（アンケート）結果報告 （２）意見交換会結果報告 （３）新計画概要の審議
11 月	第３回障害者計画等推進協議会	新計画素案の審議 （１）障害者計画
12 月	第４回障害者計画等推進協議会	新計画素案の審議 （１）障害福祉計画 （２）障害児福祉計画
令和９年 １月上旬	パブリックコメント	
２月	第５回障害者計画等推進協議会	新計画原案の承認